

令和5年2月21日

地方裁判所民事首席書記官 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 永井英雄

最高裁判所事務総局情報政策課参事官 早川太

[REDACTED]における事件簿備

考欄の [REDACTED]について（事務連絡）

秘匿制度の創設に伴う下記1の通達の改正により、事件簿の当事者名欄に代替氏名を記載した場合には、秘匿対象者の真の氏名等は、基本事件の事件簿の備考欄に記載することとされたところですが、下記2の [REDACTED] のための備考欄や [REDACTED] はあるものの、この欄には、事件簿を [REDACTED] する際に事件簿備考欄として [REDACTED] されません。そのため、今後、下記2の [REDACTED] について、事件簿の備考欄 [REDACTED] を行う予定です。

秘匿申立て等があった場合には、 [REDACTED] の備考欄や [REDACTED] に必要事項を [REDACTED] などして、各庁において秘匿事項等の適切な管理が行われることと思いますが、これとともに、事件簿（記載事項を含む。）の適正な備付と保存を行うため、下記1の通達の改正の実施日である令和5年2月20日以降、 [REDACTED] が完了するまでの間は、添付のエクセルファイルを、事件簿の補助として入力し、別添の作業要領により対応していただきますようお願ひいたします。

なお、添付のエクセルファイルに入力されている事項については、 [REDACTED]

[REDACTED]の事件簿の備考欄に[REDACTED]よう併せて[REDACTED]を行うことを検討していますが、[REDACTED]の詳細については、決まり次第、別途御連絡いたします。また、具体的な事件簿の保存方法についても、[REDACTED]状況等を踏まえて、別途御連絡いたします。御不便をお掛けして申し訳ありませんが、御理解と御協力をお願ひいたします。

管内地裁支部についても、本メールを転送するなどして周知していただくようお願ひいたします。

#### 記

1 平成4年8月21日付け最高裁総三第28号総務局長通達「帳簿諸票の備付け等に関する事務の取扱いについて」

2(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

(3) [REDACTED]

## 作業要領

### 1 別添エクセルファイルについて

[REDACTED] に、別添エクセルファイルの [REDACTED]

[REDACTED] を検討していますので、

別添エクセルファイルを共有フォルダ等の適宜の場所に置いた上で、担当者間で共有して使用してください。

### 2 別添エクセルファイルの入力ルールについて

[REDACTED] がありますので、

必ず、次の入力ルールに従って入力してください。

また、別添エクセルファイルのデータの加工はしないでください。

- (1) 1つのエクセルファイルに複数の事件符号を入力しない。
- (2) 「元号」及び「符号」欄はプルダウンリストから選択する。
- (3) 「年」及び「番号」欄は半角数字を使用する。
- (4) 行が足りなくなった場合は、最終行の A 列から F 列をドラッグして選択し、F 列のセルの右下に表示される「■」にカーソルを合わせ、追加する行数分、下にドラッグする。その際、「■」の右側に表示されるオートフィルオプションは「書式のみコピー」を選択する。
- (5) 1 ファイル 1 シートとし、配布した各エクセルファイルを一つのファイルに結合しない。
- (6) 使用するファイルは、各庁で 1 事件種別につき 1 ファイルのみとする（複数ファイルのデータをコピー & ペーストして一つのファイルを作成することもしない。）。
- (7) ファイル名は変更しない。

### 3 入力場面について

(1) 秘匿決定の申立ての立件の場面

秘匿決定の申立てがあった場合は、基本事件の事件番号及び基本事件の事件簿の備考欄に記載すべき事項を別添エクセルファイルに入力する。

(2) 事件係属中の場面

秘匿決定の取消し等、基本事件の事件簿の備考欄に記載すべき事項が生じた場合は、別添エクセルファイルの当該事件の備考欄に追記する。

(3) 事件終局の場面

基本事件が終局した際は、別添エクセルファイルの当該事件の終局年月日欄に終局年月日を入力する。

4 事件簿の保存について

[REDACTED] から [REDACTED]  
[REDACTED] を検討しておりますが、具体的な事件簿の保存方法等については、[REDACTED] の詳細が決まった後、おって御連絡いたします。

(別紙)

(別紙)

(別紙)

(別紙)

事件簿

(別紙)